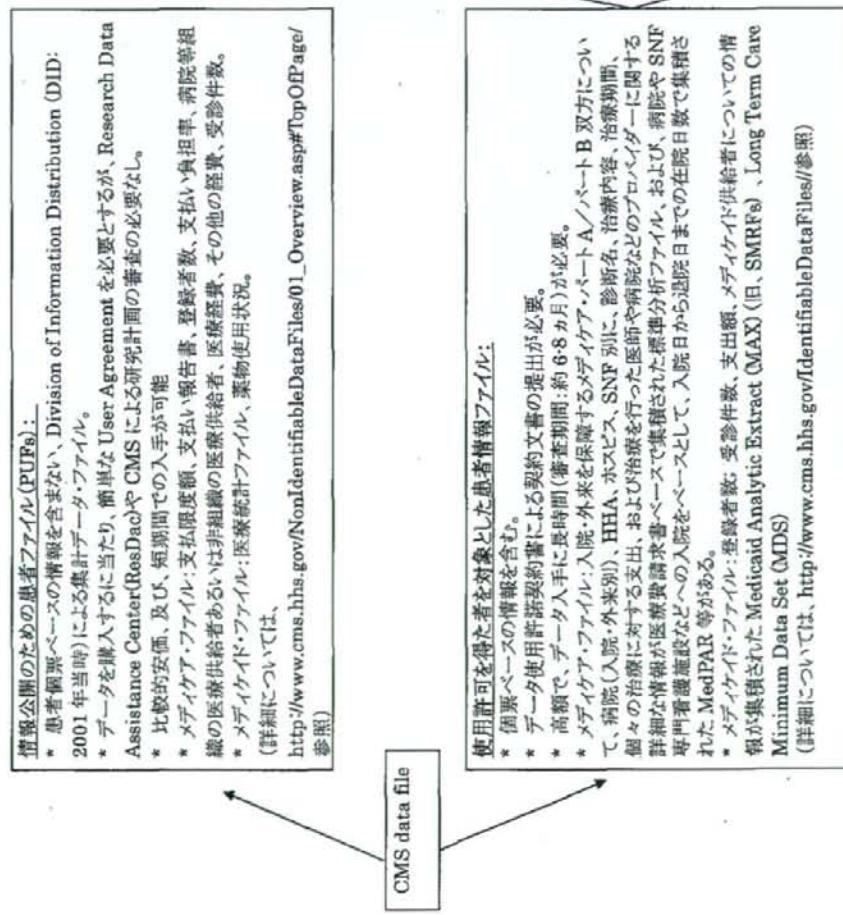


資料5-1-1: CMSによる医療情報の提供に際しての管理・運用の全体像(1)



■ 患者公開のための患者ファイル(PUFs):

- * 患者個別ベースの情報を持たない、Division of Information Distribution (DID): 2001 年当時)による集計データファイル。
- * データを購入するに当たり、簡単な User Agreement を必要とするが、Research Data Assistance Center(ResDac)や CMS による研究計画の審査の必要なし。
- * 比較的安価、及び、短期間での入手が可能。
- * メディケア・ファイル: 支払限度額、支払い報告書、登録者数、支払い負担率、病院等組織の医療供給者あるいは非組織の医療供給者、医療経費、その他の経費、受診件数。
- * メディケイド・ファイル: 医療統計ファイル、薬物使用状況。
- (詳細については、http://www.cms.hhs.gov/NonIdentifiableDataFiles/01_Overview.aspx#TopOfPage/ 参照)

■ 患者公開のための患者ファイル(Identifiable Data Files, IHD Research Identifiable Files(RIFs)):

- * 請求者・医療サービス提供者について、個人を識別できる ID(氏名、SSN、生年月日、人種、性別、住所、郵便番号等)を含む。
- * DUA による契約文書の提出、及び、ResDac における初期審査を経て、その指導の下、最終的に CMS に対し詳細な research protocol(hypothesis/study issues, data limitations, data management (describe in detail the measures that will be implemented to safeguard the data and protect the privacy of CMS beneficiaries), analysis plan, analysis methods, description of the basis, time schedule, and the qualifications of key staff)を提出後、長期間の CMS による審査を経なければならぬ。(詳細については、<http://www.cms.hhs.gov/IdentifiableDataFiles/> 参照)

■ 受給者明示化ファイル (Limited Data Set Files (LDS))、IE Beneficiary Encrypted File (BEFFs):

- * 請求者・医療サービス提供者について、個人を識別できる ID を含まない。
- * DUA による契約文書の提出、及び、ResDac における初期審査を経てから、CMS に最終申請(詳細については、<http://www.cms.hhs.gov/LimitedDataSets/> 参照)

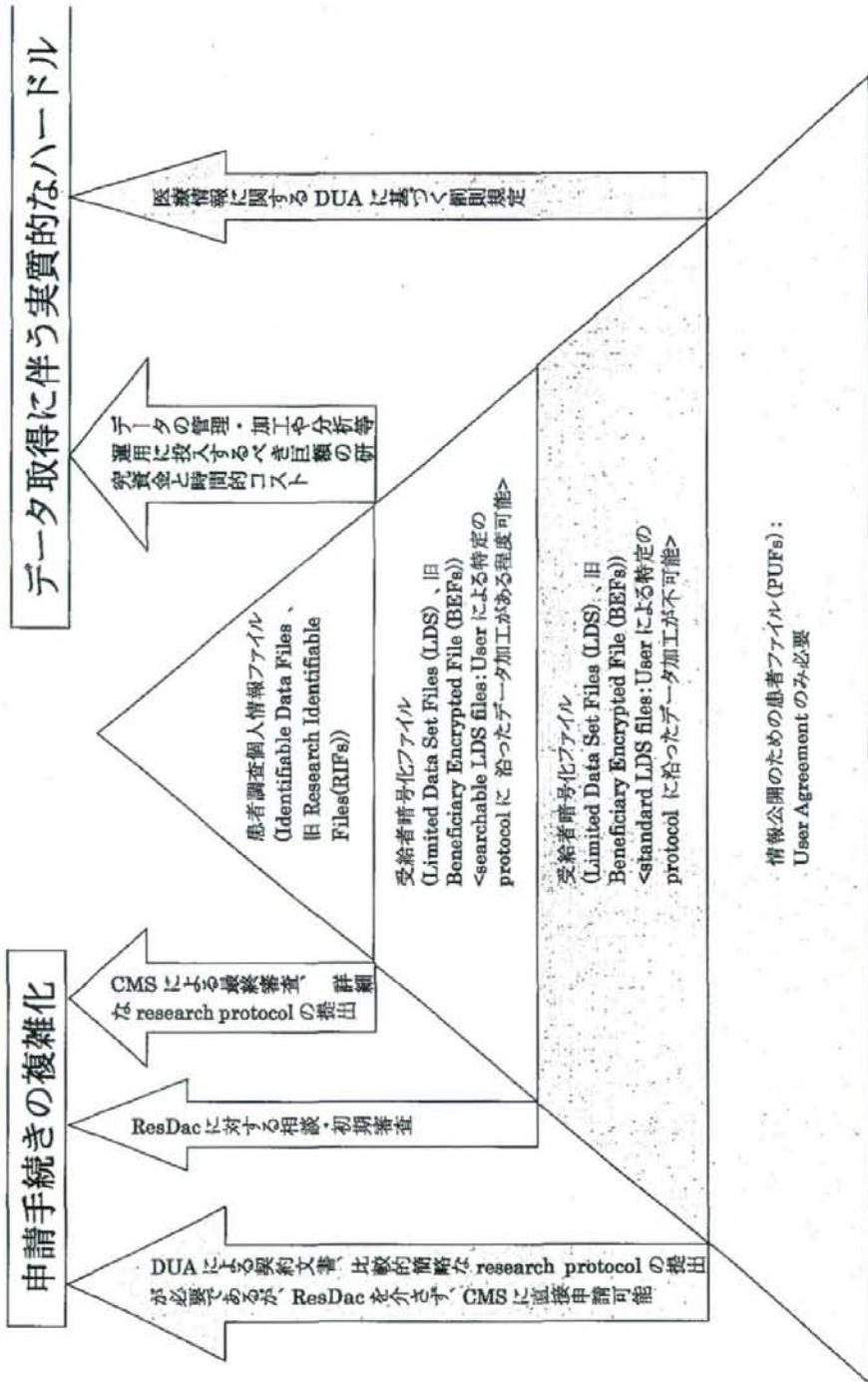
■ Standard LDS files:

- * CMS に直接申請可能。
- (詳細については、<http://www.cms.hhs.gov/LimitedDataSets/> 参照)

■ Searchable LDS files:

- * ResDac における初期審査を経てから、CMS に最終申請(詳細については、<http://www.cms.hhs.gov/LimitedDataSets/> 参照)
- (詳細については、<http://www.cms.hhs.gov/LimitedDataSets/> 参照)

資料5-1-2:CMSによる医療情報の提供に際しての管理・運用の全体像(2)



資料5-1-3: CMSによる医療情報における価格設定

情報公開のための患者ファイル(PUFs)の価格表	
	Data file
Prescription Drug Plan Formulary and Pharmacy Network Files (PHARM)	\$100.00 per month
Unique Physician Identification Number (UPIN) Directory	\$100.00 per Quarter
Provider of Services File (OPS)	\$100.00 per Quarter
Health Care Information System (HCIS) Data File	Quarter 4 of 1991 - 2004 Quarters 1-4 after 2004
Medicaid Drug Claims Statistics (MDCS)	CY 2000 through 2004
Hospital Service Area File (HSAF)	\$100.00 per year 2003
Physician/Supplier Procedure Summary Master File (PPSS)	\$200.00 per year CY 1992 through CY 2004
Part B Extract Summary System (BESS) Data File	\$250.00 per year New format - 1991 through 2004
Healthcare Cost Report Information System (HCRIS)	\$100.00 per year 2000 through 2004 - Carrier: CY 2004
	\$100.00 per year FY1996 - Current

Limited Data Set Files (LDS)、[I]Beneficiary Encrypted File (BEFs)の価格表

Data File	(Price/Year of 1993-1999)			(Price/Year of 2000-2008)		
	5 %	100 %	5 %	100 %	5 %	100 %
Dominator File	\$250	\$1,005	\$250	\$1,005	\$250	\$1,005
Carrier Standard Analytic File	\$1,700	N/A	\$1,700	N/A	\$1,700	N/A
Durable Medical Equipment Standard Analytic File	\$800	N/A	\$800	N/A	\$800	N/A
Home Health Standard Analytic File	\$300	\$2,300	\$300	\$2,300	\$300	\$2,300
Hospice Standard Analytic File	\$300	\$1,400	\$300	\$1,200	\$300	\$1,200
Inpatient Standard Analytic File	\$400	\$3,100	\$400	\$3,100	\$400	\$3,100
Outpatient Standard Analytic File	\$1,000	\$7,000	\$1,000	\$7,000	\$1,000	\$7,000
Skilled Nursing Facility Standard Analytic File	\$250	\$1,200	\$250	\$1,200	\$250	\$1,200
Inpatient Psychiatric Prospective Payment System (IPF PPS)	N/A	\$3,000	N/A	\$3,000	N/A	\$3,000
Hospital Outpatient Prospective Payment System (OPPS)	N/A	\$3,000	N/A	\$3,000	N/A	\$3,000
(OPPS) Partial Hospitalization Program	N/A	\$1,140	N/A	\$1,140	N/A	\$1,140
MEDPAR - Hospital (National)	N/A	\$3,655	N/A	\$3,655	N/A	\$3,655
MEDPAR - Hospital (National), Proposed Rule	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	\$3,655
MEDPAR - Long-Term Care Hospital - PPS Expanded Modified	N/A	N/A	N/A	N/A	\$100	N/A
MEDPAR - Skilled Nursing Facility (SNF)	N/A	\$650	N/A	\$650	N/A	\$650

* Identifiable data fileの価格については公表されておらず、ResDACに見積もり依頼をする必要があります。

6. 政策における医療情報の活用事例：
メディケアファイルに基づくCCPプロジェクト
- 1992年に当時のHCFAを中心としたHealth Care Quality Improvement Program (HCQIP)
 - HCQIPは、7疾患(急性心筋梗塞(AMI)、乳癌、糖尿病、肺炎、心不全、脳卒中、心停止)でない不整脈の改善を目標として、メディケーション及び手術の構築と、より信頼性の高い医療の実現を目指す方針である。また、このプログラムは、医療の質と治療の効率化を目的とした政策である。
 - 卒対列評価システムの確立を目的とした政策である。
 - AMI患者に対するCCP(Cooperative Cardiovascular Project)
 - 現在にいたるまでに医療評価に関する数々の研究業績をもたらしていいるばかりでなく、AMIで入院したメディケア受益者の死亡率が1995年8月～1996年7月時点における31.4%から5年間かけて27.4%まで下げるというHCFAの目的達成に向けて、政府や行政がかかるべき医療政策に対する有益な資料となつた。
 - 具体的には、在院中のアスピリン、退院時の禁煙カウンセリング、β-ブロッカー、ACE阻害薬などの処方、及び、在院中の療結果の実施を全国的に促進することによって有効な受益者である生存器の循環器学会と米国心臓学会などがAMIIに對する科学的工法などを実現するための見解がまとめられており、これは1996年にAMIIに改訂された治療ガイドライン(1999年改訂)とも整合性がある。

7. 被提供者によるデータの管理・運用の事例研究：

全米経済研究所(National Bureau of Economic Research: NBER)

- 研究機関における研究員・職員の自覚=>
 - a) 情報管理体制の安全性に関する会議への参加
 - b) 機密保持に関する契約書への署名
 - c) 個票データの使用権限を持たない研究員・職員に対する対応
- 物理的な安全対策=>
 - a) ネットワーク上の安全性をサポートする物理的な安全対策
 - b) 物理的な安全対策についての研究員・職員の負担を最小限にする
 - c) 物理的形態で保存されたデータへの各研究員の使用記録を残す
- ネットワーク上の安全対策=>
 - a) 施設内部での安全対策
 - パスワードの設定
 - プロジェクトごとのCPU、ディスク、およびディレクトリリーに対する権限の限定
 - データの読み込みと上書きに対する権限の限定
 - b) 施設外部に対する安全対策
 - オフ・ラインでのデータの保管
 - ファイバー・オーディオの設置
- 研究所外の第三者による監視とデータの安全性についての外部との情報交換
 - データの転送に関する留意

公的に収集された医療情報の研究者への提供に関する一考察

米国での個票データ管理と
運営の事例から学ぶこと

野口晴子 東洋英和女学院大学 全米経済研究所 金子能宏 国立社会保障・人口問題研究所

開原成允 (財) 医療情報システム開発センター Jeff Geppert 全米経済研究所 Mark McClellan Stanford University 全米経済研究所

本論では、医学研究・医療経済学において、患者のプライバシーの保護を目的とした医療情報の管理と情報の活用との間にいかに整合性を見出していくかについて、医療データの整備と機密管理システムが、わが国よりも進んでいる米国の事例を紹介する。

まず第一に、米国連邦政府機関である保健財政庁 (Health Care Financing Administration: HCFA)

が、研究者あるいは研究機関に対し、どういった医療情報を、いかなる契約の下に、提供しているかについて考察を行なう。第二に、保健財政庁によって提供されたデータを、研究機関が、いかに管理運営しているかについて、全米経済研究所 (National Bureau of Economic Research: NBER) が提案し、実行している個票データ管理

の具体的な方法論を、「この事例として紹介する。そして、個人情報保護法の制定が目前に迫ったわが国にとって、研究目的にも配慮した米国における医療情報の管理・運営の事例から学ぶことは何なかつてお弊し、わが国が医療情報をさらに整備していく際に留意すべき課題を示す。

1.はじめに：

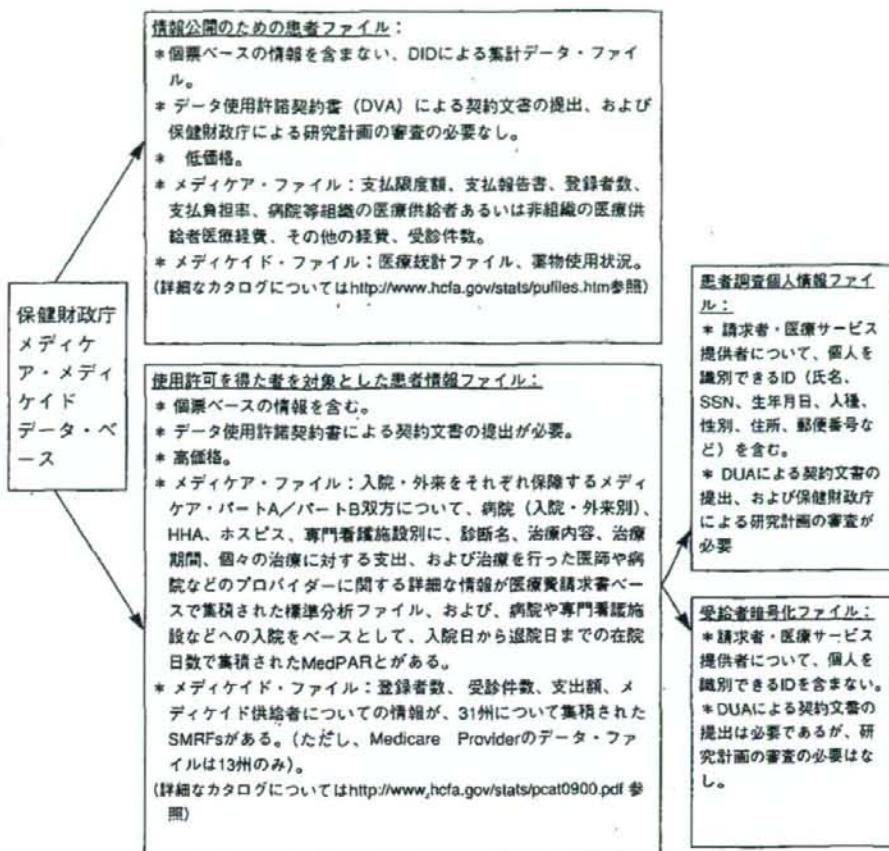
医学研究・医療経済学における個票の重要性と患者のプライバシーの保護

医学研究、あるいは、医療経済学における諸研究を「ミクロ・レベル」、すなわち個票ベースの医療情報用いて行なうことが求められる理由は次の二

つの点である。まず、「これによつて、患者個々人や各医療機関のさまざまな特徴をコントロールした分析結果を得ることが可能」、治療に対する意思決定の主体である医療関係者や患者、あるいはその家族に対して、「個票データ」も、患者個人の身体的特質や重複度に合わせて、統計学的により効率的な治療方法を選択するのに必要な有効な情報を提供することが可能となるからである。そして、医療保健政策レベルでは、個票ベースの医療情報を利用することにより、治療選択の名手体が、より効率的な治療選択を行なう場合、疾患ごとの死亡率や医療支出に対し、将来どういった効果が予想されるか、あるいは、「高い治療の質」を達成するためにはどうした医療政策がとられるべきか、といった問題に対

して、「一つの指標を与えるのが可能となるからである」したがって、若米などの国は医療保健政策にとどめ、また治療に対する意思決定の主体である「この」医療関係者や患者自身、あるいは、その家族にとつても、「個票データ」での実証分析に基づいた医療の質や医療支出に関する情報の提供は必須である。しかし、その一方で、医療に関する「ミクロ・レベル」のデータを収集し利用する場合には、患者個人のプライバシーや権利利益の保護という観点から、その機密性の保持は、データを提供される側である研究者や研究機関に課せられた義務であり、このようないくつかの義務義務について充分な配慮が払わなければならない。本論では、医学研究・医療経済学において、医療データの整備と機密管理システムがわが国よ

図1 医療財政庁による医療情報の提供



りも進んでいる米国の事例を紹介しながら、これに基づき、患者のプライバシー保護を目的とした医療情報の管理と情報の活用との間に、いかに協調性を見出していくかについて考ねる。アメリカでは、一九九六年八月に医療保険の機密性と公平性基準に関する法律(Health Insurance Portability and Accountability Act: HIPAA)が連邦法として制定された。これによって、医療情報の標準化および電子化を推進する一方で、電子化された患者の健康状態や医療支出など機密性の高い医療情報が不正利用されたり、外部へ流出するのを避けるため、保険会社、医療機関、あるいは医薬品会社など全ての商業機関に対して、電子化された情報を管理するさまざまな技術をこれらの機関が導入すべきことが明示された。また、二〇〇〇年十二月二十八日、アメリカの厚生省は、「個人医療情報の秘密保護基準」最終版(参考文献1)を公表し、医療情報に関してプライバシーと利益権利、並びに情報へのアクセスを保障することと、消費者である個人と医療サービスの提供者との、米国の医療システム全体に対する信頼を回復させることで医療の質を向上させること、および医療サービスの提供についてはその効率性

や有効性を改善すること、を目的として医療情報の管理と運用についての詳細なガイドラインを提示している。本論では、アメリカにおけるこうした医療情報に関する法規制の動向を背景に、第一に、連邦政府機関である保健財政庁(HCFP)が、研究者あるいは研究機関に対し、どういった医療情報を使いなる契約の下に提供しているかを概観する。第二に、保健財政庁によつて提供されたデータを、研究機関が、いかに管理運営しているかについて、全米経済研究所(NBER)が提案し、実行している個別データ管理の具体的な方法を一つの事例として紹介する。最後に、このような医学研究・医療科学に資するために取り組まれている医療情報の管理と運営の事例から、わが国が学ぶべきことについて考察する。

2. 保健財政庁による 医療情報の提供

保健財政庁は、米国における公的医療保険制度、六五歳以上の高齢者の緊急医療サービスを対象としたメディケートの統括機関である。こうしたメティケート、各州により運営され、低所得者に対する長期介護を含む医療サービスを提供する公的保障制度、メディケイ

ドについて、保健財政庁は、国アログラムの被保険者、受給者、その家族に関する医療情報、および医師や医療施設などの医療サービス提供者についての情報をデータベース化し、有料で提供している。保健財政庁がデータを一般に公開する目的は、こうした情報資源をより多くの研究者に提供し、

広く研究の機会を与え、医学研究や、医療の総合的な研究あるいは社会学的研究など様々な分野での研究活動を活性化させることによって、メディケート・メディケイド・両プログラムの質を向上させ、社会的再分配システムをより効率的・効率的なものにする」とある。保健財政庁によつて提議されるデータには、情報公開のための患者ファイルと使用許可対象者に対する患者情報ファイルがある(図1参照)。

前者は保健財政庁情報部及課(= Division of Information Distribution: DID)による統計データで、比較的安価で、購入者に対する規制や要約事項の設定がなく、情報公開のための患者ファイルの中にはインターネットからダウンロードできるファイルもある。それに対して、後者は

個人の医療情報から構成されるミクル・レベルのデータ・ベースであるため、非常に高価で、かつ、購入者は、データ使用許諾契約書(A signed Data Use Agreement: DUA)と呼ばれる保健財政庁が定めた厳格な契約事項に関する契約書に署名し、これにしたがつてデータの提供を受けなければならぬ。本論では、個別データの管理法に注目し、使用許諾対象者に対する患者情報ファイルを中心にして論する

こととする。

①メディケア・メディケイドの使用許諾対象者に対する患者情報ファイル

メディケア使用許諾対象者に対する患者情報ファイルは、医療費支払いを向上させ、社会的再分配システムをより効率的・効率的なものにする」とある。保健財政庁によつて提議されるデータには、情報公開のための患者ファイルと使用許可対象者に対する患者情報ファイルがある(図1参照)。

前者は保健財政庁情報部及課

ファイルは、メディケアまたはメディケイドの受給者に関する患者調査個人情報ファイルとを受給者番号暗号化情報ファイルとに分類することができる。患者調査個人情報ファイルが、請求者、Home Health Agency (HHA) 在宅ケアサービス、ホスピス、専門的看護施設別に、診断名、治療内容、治療期間、個々の治療に対する支出、および治療を行つた医師や病院などのプロバイダーに関する詳細な情報を、データ使用許諾申請者に署名した者に提供する。また、メディケア使用許諾対象者に対する患者情報ファイルには、

できる情報を取り扱つについては、ブ

ライバシー保護の観点から、プライバシー保護法をはじめとするさまざまな

政府の法律や規制があり、保健財政

は、こうした情報の提供には、それぞ

れの研究者や研究機関に対して、研究費の出資元

(= Division of Information Distribution: DID)による統計データで、比較的安価で、購入者に対する規制や要約事項の設定がなく、情報公開のための患者ファイルの中にはインターネットからダウンロードできるファイルもある。それに対して、後者は個人の医療情報から構成されるミクル・レベルのデータ・ベースであるため、非常に高価で、かつ、購入者は、データ使用許諾契約書(A signed Data Use Agreement: DUA)と呼

ばれる保健財政庁が定めた厳格な契約事項に関する契約書に署名し、これにしたがつてデータの提供を受けなければならぬ。本論では、個別データの管理法に注目し、使用許諾対象者に対する患者情報ファイルを中心にして論する

こととする。

②使用許諾対象者に対する患者情報ファイル

ファイルは、メディケアまたはメディケイドの受給者に関する患者調査個人情報ファイルとを受給者番号暗号化情報ファイルとに分類することができる。患者調査個人情報ファイルが、請求者、

できる情報を取り扱つについては、ブ

ライバシー保護の観点から、プライバ

シー保護法をはじめとするさまざまな

政府の法律や規制があり、保健財政

は、こうした情報の提供には、それぞ

れの研究者や研究機関に対して、研究費の出資元

などを計画により提出させ、そうした資料に基づく厳格な査定を行い、細心の注意を払っている。また、患者調査個人情報ファイルの提供を受けた研究機関では、データを加工・管理するため、巨額の研究資金、データの處理・分析、および管理に携わる高度な技術力を有する複数の研究員、そして、容量の膨大なデータを用いて、統計ソフトによるモデル推計を行うことができるネットワーク環境が必要とされる。保健財政庁は、こうした受給者情報等活化情報ファイルや、患者調査個人情報ファイルなど個人情報を含む機密性の高いデータに対し、研究機関あるいは研究者に対する「規制」と「教育」についての側面から、医療情報の管理と情報の活用との間に緊密性を見出そうとしている。

② 「規制」的側面・医療情報に関するデータ使用許諾契約書について
データ使用許諾契約書は、保健財政庁の目指す多様性のコンセプトの中で、「規制」あるいは「統制主義」の側面を示している。以下は、使用許可対象者に対する患者情報ファイルを購入するため、研究機関ならびに研究者に義務付けられているデータ使用許諾契約書の概要である。(実際は、この契約書には二三項目からなる保健財政

府との契約事項が記載されている。)
(参考文献2)
* 使用許可対象者に対する患者情報ファイルに含まれる情報について、個人情報ファイルの提供を受けた研究機関では、データを加工・管理するため、巨額の研究資金、データの處理・分析、および管理に携わる高度な技術力を有する複数の研究員、そして、統計ソフトによるモデル推計を行うことができるネットワーク環境が必要とされる。保健財政庁は、こうした受給者情報等活化情報ファイルや、患者調査個人情報ファイルなど個人情報を含む機密性の高いデータに対し、研究機関あるいは研究者に対する「規制」と「教育」についての側面から、医療情報の管理と情報の活用との間に緊密性を見出そうとしている。

* 各研究機関は、あらかじめ、保健財政庁に対し、使用許可対象者に対する患者情報ファイルを利用する根拠と研究目的とを明確に提示し、保健財政庁による了承を乞うなければならない。研究所が指名した管理者に対して、保健財政庁はいつ何時でも契約書を申し立て、管理者の変更を主張する権利を有する。

* データの提供を受ける研究機関において、情報が不正利用されたり、外部へ流出するのを避けるため、データの保管・管理に従事する責任者を保健財政庁に申請し、管理者に変更がある場合は、一日以内に保健財政庁に申し出を行わなければならぬ。研究所が指名した管理者に対して、保健財政庁はいつ何時でも契約

* データ使用者となる各研究機関は、不正なデータの流出やアクセスを防ぎ、機密性を保持するため、苦心がかかる場合は、一日以内に保健財政庁に申し出を行わなければならぬ。研究所が指名した管理者に対して、保健財政庁はいつ何時でも契約書を保健財政庁に返却、もしくは破棄しなければならない。

* データ使用者となる各研究機関は、不正なデータの流出やアクセスを防ぎ、機密性を保持するため、苦心がかかる場合は、一日以内に保健財政庁に申し出を行わなければならぬ。研究所が指名した管理者に対して、保健財政庁はいつ何時でも契約書を保健財政庁に返却、もしくは破棄しなければならない。

こうした契約事項に加えて、データ使用許諾契約書には、データの提供を受けた研究機関が契約に違反した場合、あるいは、研究所に所属する研究者やデータの管理者が不正に情報を利用した場合の、社会保障法、あるいはプライバシー保護法に基づいた、設備を完備していないければならない。各研究施設での安全基準は、予算管理運営部によって提示された、「通商政府における自動化された情報システムの安全管理に関するガイドライン」(参考文献3)に掲載されている。この基準を最も重視したいなければならない。また、データ使用者は、使用許可対象者に対する患者情報ファイルから引き出すことのできない。使用許可対象者に対する患者情報ファイルに基づくいかなる研究結果も、保健財政庁の承認なしに、第三者へ公開することはできません。また、

保健財政庁から提供されたデータは、掲載された研究目的を達成するのに最小限必要な研究者に対してのみ公開することにして、それ以外の者に対する公開、販売、貸借などの行為を禁ずる。

* データ使用者は、研究計画にしたがって定められたデータの保有期間の終了後、三十日以内に保健財政庁のインストラクションにそって、データを保健財政庁に返却、もしくは破棄しなければならない。

* データ使用者となる各研究機関は、不正なデータの流出やアクセスを防ぎ、機密性を保持するため、苦心がかかる場合は、一日以内に保健財政庁に申し出を行わなければならぬ。研究所が指名した管理者に対して、保健財政庁はいつ何時でも契約書を保健財政庁に返却、もしくは破棄しなければならない。

こうした契約事項に加えて、データ使用許諾契約書には、データの提供を受けた研究機関が契約に違反した場合、あるいは、研究所に所属する研究者やデータの管理者が不正に情報を利用した場合の、社会保障法、あるいはプライバシー保護法に基づいた、設備を完備していないければならない。各研究施設での安全基準は、予算管理運営部によって提示された、「通商政府における自動化された情報システムの安全管理に関するガイドライン」(参考文献3)に掲載されている。この基準を最も重視したいなければならない。また、データ使用者は、使用許可対象者に対する患者情報ファイルから引き出すことのできない。使用許可対象者に対する患者情報ファイルに基づくいかなる研究結果も、保健財政庁の承認なしに、第三者へ公開することはできません。また、

ルを使用許諾の対象となる研究施設から物理的に移動させることを、堅く禁ずる。

* 本契約の下に保健財政庁から使用許諾を得て提供されたデータと、他のデータとをリンクさせてはならない。また、使用許諾対象者に対する患者調査個人情報ファイルに基づき、被保険者・受給者個人の身元確認を絶対に行つてはならない。

社会保険局報

③「教育」的側面：医療研究データ使用援助センターによる研究活動の支援
データ管理について、研究機関や研究者に対する「規制」的側面を強調したデータ使用許諾契約書に対し、医療研究データ使用援助センターは、保健財政が支援・推進している「教育」的活動の一環で、勝大かつ複雑なデータを取り扱う際の政府の規制や法律に関する充分な知識を持った新たに数多くの研究者を育成することを目指す。医療研究データ使用援助センターは、保健財政から援助を受け、各研究者の目的に合ったデータに関する詳細な情報の提供や、データ処理に関する技術トレーニングを行うワーク・ショップなど、さまざまな活動を通じて、非営利団体、大学、あるいは、政府機関に所属する研究者が、メイケアやメイケイドのデータベースを用いて研究を行う際の研究支援を行っている。医療研究データ使用援助センターは、ミネソタ大学、ボストン大学、ターメス大学、そして、モアハウス医科学の教員や研究員から構成され、メンバーは、実際に保健財政が提供するデータを使って実証研究を行ったことのある経験者で、デ

たデータ使用許諾契約書に対し、医療研究データ使用援助センターは、保健財政が支援・推進している「教育」的活動の一環で、勝大かつ複雑なデータを取り扱う際の政府の規制や法律に関する充分な知識を持った新たに数多くの研究者を育成することを目指す。医療研究データ使用援助センターは、保健財政から援助を受け、各研究者の目的に合ったデータに関する詳細な情報の提供や、データ処理に関する技術トレーニングを行うワーク・ショップなど、さまざまな活動を通じて、非営利団体、大学、あるいは、政府機関に所属する研究者が、メイケアやメイケイドのデータベースを用いて研究を行う際の研究支援を行っている。医療研究データ使用援助センターは、ミネソタ大学、ボストン大学、ターメス大学、そして、モアハウス医科学の教員や研究員から構成され、メンバーは、実際に保健財政が提供するデータを使って実証研究を行ったことのある経験者で、デ

ータ自体については勿論、研究への応用の仕方、保健財政がデータを提供する目的や方針、プライバシーの保護規定、あるいは、データの購入にかかる費用や資金提供を行う財團などについて熟知している。保健財政は、こうした医療研究データ使用援助センターの活動に対する支援を行うことによつて、保健財政の保有する情報資源を、技術的にも、道徳的にも、効果的に活用することができる研究者を育成することによって、彼らの研究成果

が、最終的に、メイケア・メイケイド、両プログラムの質を向上させ、より効率的な社会的再分配システムを生み出す結果になることを期待している。

それでは、保健財政によって提供された情報を、各研究機関では、どのように管理しているのであるか。次に、保健財政からデータ提供を受けている研究機関の一つである全米経済研究所が提案し、実際に実行している

個別データ管理の方法論について論ずることにする。

3. 全米経済研究所におけるデータ管理に関する考察

データ管理の方法論について論ずることにする。

個別データ管理の方法論について論ずることにする。

(1) 情報管理システムの安全性に関する会議への参加。
機密性の高い個別データを扱う、扱

して三つの本部が置かれ、全米中の数多くの大学にその支部が設置されている。現在、全米経済研究所における医療経済学、医療保険政策、あるいは、医学研究の分科会は、保健財政から提供を受けた専門調査個人情報ファイルを利用して研究を行う際の研究支援を行っている。

(2) 情報管理システムの安全性に関する会議への参加。
機密性の高い個別データを扱う、扱

して三つの本部が置かれ、全米中の数多くの大学にその支部が設置されている。現在、全米経済研究所における医療経済学、医療保険政策、あるいは、医学研究の分科会は、保健財政から提供を受けた専門調査個人情報ファイルを利用して研究を行う際の研究支援を行っている。

(3) 機密性の高い個別データを扱う、扱

して三つの本部が置かれ、全米中の数多くの大学にその支部が設置されている。現在、全米経済研究所における医療経済学、医療保険政策、あるいは、医学研究の分科会は、保健財政から提供を受けた専門調査個人情報ファイルを利用して研究を行う際の研究支援を行っている。

日の自覚、(2)物理的な安全対策、そして、(3)ネットワーク上の安全対策の三点について、全米経済研究所が行った提案の概要を述べる(参考文献4)。

(1) 研究機関における研究員・職員の自覚

研究機関における最も基本的で重要な安全対策は、各研究員・職員に対する教育、データの機密性について徹底的に理解させ、不正な利用や使用権限の無

い研究員や職員によるデータへのアクセスを遮断するよう、注意を促すことである。研究機関において、研究員・職員が違反した場合の罰則規定を設定

することも必要であるが、安全基準と

セスを避けるよう、注意を促すことである。研究機関において、研究員・職員が違反した場合の罰則規定を設定

することも必要であるが、安全基準と

セスを避けるよう、注意を促すことである。研究機関において、研究員・職員が違反した場合の罰則規定を設定

することも必要であるが、安全基準と

る。研究施設内において、こうした会議を頻繁に開催することで、新しく雇用されたスタッフにも、既に経験のあるスタッフにも、最新のデータ管理の対策と方法が確実に伝達され、施設内における情報管理システムに関する議論や質問の機会を、研究員や職員に与えることになる。

(b) 機密保持に関する契約書への署名

各研究員が個別データを取り扱うにあたり、研究施設内のデータの管理責任者が、安全対策と安全基準について、研究員と共に個別面接して充分な説明を行い、機密保持に関する契約書へ署名させる。契約書には、各研究員がデータの機密性について充分に自覚し、データの管理保守に対する当該研究機関の方針を遵守すること、また、研究員が契約に違反した場合は、組織内での消滅のみならず、州法あるいは連邦法にしたがって、民事裁判あるいは、刑事裁判の可能性があることも指摘しておく。こうした契約書は、少なくとも年に一回更新されなければならない。

(c) 個別データの使用権限を持たない研究員・職員に対する対応

研究施設内において、特定の個別データに使用権限を持たない研究員・職員に対する対応は、次

日が、不正にデータへアクセスすることは不適切な行為である、という認識を徹底させる。この問題は、たとえば、卒業論文や博士論文のアドバイザーや、その権限を利用して、個別データの使用権限を持つ学生に対して、データの提供を求める、といった場合に、非常に深刻な問題となるであろう。研究所内のスタッフとデータとの適正な関係についての明確なアドバイスを作成し、確認事項として頻繁に回答させることが肝要である。

② 物理的な安全対策

研究機関が留意しなければならない第二の点は、データの物理的な保護と管理に対する安全対策である。すなわち、研究施設内のコンピュータ・ネットワーク上に保存されたデータではなく、磁気テープ、カートリッジ、ジップ、フロッピー、MOディスク、あるいは、CD-ROMなど、物理的な形態で存在する、いわゆる「オフ・ライン・データ」に対する安全対策は、ネットワーク上の安全対策よりも難視される傾向にあり、丢失や盗難の危険性にさらされている場合が数多く見られる。金銭経済研究所が提示するオフ・ライン・データの保管・管理には、次

(a) 物理的な安全対策はネットワーク上の安全性をサポートするシステムでなければならない。
磁気テープやカートリッジなど、物理的な形態で存在するオフ・ライン・データのみならず、ハードディスク・ドライブなど、ネットワーク上でデータを操作しているオンライン・ライアン・デバイスについても同様に、安全性が確保されたデータ・ルームに厳重に保管されなければならない。さらに、データ・ルームのみならず、施設全体に対しても同様に、情報装置、あるいは、物の動きや突然反応する操作機などを設置し、警備会社や警察と電話回線によって結び、万全の安全対策を行なうべきである。特定のCPU、ディスク、あるいは、ディレクトリに対する使用許可をもつてネットワーク上で使用許可をもつてない個人は、物理的にハードディスク・ドライブに対してもアクセスを許すべきではない。また、施設内における複数や複数の可能性が強いバスワードや鍵を利用したデータ・ルームの安全管理には、限界がある。そこで、たとえば、指紋や手形など、身体的特徴から各研究員が認識できるようないデータをデータ・ルームに設置して、データをデータ・ルームの人道室を全て記録する。データへの不正なアクセスやセキュリティ上起った問題に対する責任の所在を明確にできる。

(c) 物理的な形態で保存されたデータへの各研究員の使用記録を残すこと

漏洩や複製の可能性が強いバスワードや鍵を利用したデータ・ルームの安全管理には、限界がある。そこで、たとえば、指紋や手形など、身体的特徴から各研究員が認識できるようないデータをデータ・ルームに設置して、データをデータ・ルームの人道室を全て記録する。データへの不正なアクセスやセキュリティ上起った問題に対する責任の所在を明確にできる。

員・職員の負担を最小限にすること、物理的な安全対策についての研究

社会保険旬報

No.2097(2001.5.11)

(3) ネットワーク上の安全対策

ネットワーク上の安全対策は、施設内部と外部に対する安全対策とによって構成される。安全性を確保するための最も確実な方法としては、機密データが保存されているCPUやディバイスを、施設内のネットワーク・システム、あるいは、施設外とリンクしているインターネットに接続しない方法であるが、ほとんどの研究環境において、この方法は全く実践的・効率的であるとはいえない。したがって、データの管理と情報の活用との整合性を確立するための方法論が必要となる。とりわけ、インターネットが発達した現代において、インターネットに接続可能な、どのコンピュータも不法な侵入の危険にさらされており、ハッキングに対抗できる100%確実に効果的な安全装置は存在しない。しかし、最近では、比較的安全なコストで、施設外からネットワーク・システムへの不法な侵入をほとんど防止することが可能となる安全装置も開発されつつある。

(a) 施設内部での安全対策

(1) ハードウェアの設定..
ほとんど全ての研究機関において、ユーザーは、施設内のネットワークにアクセスするために、ハードウェアを入れなければならない。しかし、実際

の最も確実な方法としては、機密データが保存されているCPUやディバイスを、施設内のネットワーク・システム、あるいは、施設外とリンクしているインターネットに接続しない方法であるが、ほとんどの研究環境において、この方法は全く実践的・効率的であるとはいえない。したがって、データの管理と情報の活用との整合性を確立するための方法論が必要となる。とりわけ、インターネットが発達した現代において、インターネットに接続可能な、どのコンピュータも不法な侵入の危険にさらされており、ハッキングに対抗できる100%確実に効果的な安全装置は存在しない。しかし、最近では、比較的安全なコストで、施設外からネットワーク・システムへの不法な侵入をほとんど防止することが可能となる安全装置も開発されつつある。

には、TELNETやFTP、あるいは電子メールなど、多くのPC上のプログラムは、ユーザーがネットワークにアクセスするたびにいちいちパスワードを入力せずに済むよう、パスワードをPCシステムに保存することができる。したがって、こうした場合には、PCの機器自体への物理的なアクセスに対する安全対策を工夫するか、あるいはPC上でウインドウズを開く前の段階でのパスワード入力を要求させ、不正なユーザーが誤ったパスワードを入力しつづけた場合、ある一定の時間が経過すると、PCがタイムアウトをおこすよう仕組みにしておかなければならぬ。

(2) プロジェクトごとに、CPU、ディスク、および、ディレクトリーに対する権限を明確化する..

ほとんどのオペレーティング・システムは、ある研究プロジェクトに携わる複数の特定研究員を「グループ」として認識させることができる。したがって、特定の研究プロジェクトに必要とされる機密データが保存された、CPU、ディスク、および、ディレクトリーへの権限を、その研究に携わるユーザーへのみ付与する方法は、データを、施設内のネットワーク上ではなく、磁気テーブ、カートリッジ、ジップ、フロッピー、あるいは、MOディスクなどを有効かつ單純な方法は、データを、施設外から機密データを保護し、安全性を確保するための最良の方法である。ただし、データを、施設外から機密データへのアクセスを困難にし、使用権限をもつユーザーだけが容易にデータにアクセスすることを可能とする。

(3) データの読み込みと書きに対する権限..

同一研究に携わるグループ内にあつて、多くのオペレーティング・システムは、データの読み込みと書きに対する権限を、グループ内における特定のユーザーに固定して与えることが可能である。たとえば、全ての個別データを、「data」という言葉を使用などして、認識しやすい名前をつけたディレクトリーに保存しておくことによつて、ネットワーク・システム全体の管理者は、機密性の高いデータとそれが保存されているディレクトリーについて、グループ内の限られた適正ユーザーに限定して、読み込みと書きの許可を自動的に与えるようなプログラムを、毎晩実行することができる。

(4) 施設外に対する安全対策..

(1) オフ・ラインでのデータの保管..

外部からの不法侵入から機密データを保護し、安全性を確保するための最も有効かつ單純な方法は、データを、施設内のネットワーク・システムと、インターネットで結ばれた施設外のコミュニケーション・ディスクとして遮断する、いわば、「壁」の役割を果たしており、低コストで設置することが可能な安全装置の一つである。施設内のネットワーク・システムに使用権限を持つユーザーが、施設の「外」から「内」のネットワークにアクセスする場合、ログインを二回に

(2) データの読み込みと書きに対する権限..

同一研究に携わるグループ内にあつて、多くのオペレーティング・システムは、データの読み込みと書きに対する権限を、グループ内における特定のユーザーに固定して与えることが可能である。たとえば、全ての個別データを、「data」という言葉を使用などして、認識しやすい名前をつけたディレクトリーに保存しておくことによつて、ネットワーク・システム全体の管理者は、機密性の高いデータとそれが保存されているディレクトリーについて、グループ内での不法侵入者による機密データへのアクセスを困難にし、使用権限をもつユーザーだけが容易にデータにアクセスすることを可能とする。

(3) ファイヤー・ウォールの設置..

ファイヤー・ウォールは、研究施設内のネットワーク・システムと、インターネットで結ばれた施設外のコミュニケーション・ディスクとして遮断する、いわば、「壁」の役割を果たしており、低コストで設置することが可能な安全装置の一つである。施設内のネットワーク・システムに使用権限を持つユーザーが、施設の「外」から「内」のネットワークにアクセスする場合、ログインを二回に

は、圧縮して、オフ・ラインに嚴重に保管しておくことで、アクセスにかかる時間が圧縮され効率的である。こうしたオフ・ライン・データの使用に当たっては、まず、プログラムを使つて、圧縮ファイルを、ネットワーク上のテンボラリー・ディレクトリーに読み込み、そこで解凍させる。解凍させたファイルから必要な情報を使用許諾対象者に使用させ実証分析を行い、プログラムの実行終了後、オンライン上のテンボラリー・ディレクトリーに残っているファイルを全て削除する。オフ・ラインでのデータの物理的な安全性の確保は、外部からの不法侵入者による機密データへのアクセスを困難にし、使用権限をもつユーザーだけが容易にデータにアクセスすることを可能とする。

(4) ファイルの読み込みと書きに対する権限..

データの読み込みと書きに対する権限..

同一研究に携わるグループ内にあつて、多くのオペレーティング・システムは、データの読み込みと書きに対する権限を、グループ内における特定のユーザーに固定して与えることが可能である。たとえば、全ての個別データを、「data」という言葉を使用などして、認識しやすい名前をつけたディレクトリーに保存しておくことによつて、ネットワーク・システム全体の管理者は、機密性の高いデータとそれが保存されているディレクトリーについて、グループ内での不法侵入者による機密データへのアクセスを困難にし、使用権限をもつユーザーだけが容易にデータにアクセスすることを可能とする。

わたくて行う必要がある。すなはち、最初に外部環境と内部のネットワーク・システムとを遮断しているファイバー・ウォールを通して、その後に、施設内のネットワーク・システムに侵入するという、いわば、「ファイヤー・ウォール」の設置は、外部からの侵入に対する安全性を確保するために二重構造の遮断システムを確立することを意味している。

「こうした、(1)研究機関における研究員・職員の自覚、(2)物理的な安全対策、そして、(3)ネットワーク上の安全対策に加えて、企画室は、次のような六つの方針を打ち出し、実行している。第一に、たとえば、保健財政などの政府機関を含むデータの提供者や、研究機関に直接関わらない大学職員といった、研究組織外の第三者による研究所への立ち入り調査である。第三者による無作為の立ち入り調査は、施設内の安全対策の盲点や改善すべき点について、客観的な評価をもける機会であると共に、各研究施設での改善の安全対策の方針論や安

月日・時間などを、CD-ROMなど記録の削除ができないデバイスを用いて、當時トレースできるようにしておく。第三に、ユーザー・アカウントやパスワードなど施設内のネットワークへのアクセス手段、ならびに、建や建物から直ちに測定する。第四に、研究論文の出版が、たとえば、個々の事例や医療施設についての過剰に詳細な記述を避けて、直接的で、間接的で、機密性の高い情報等を外部に漏洩する危険性を回避するため、政府機関をはじめとするデータの提供者や研究費の出資元は、ほとんどの場合、出版前に、研究結果をまとめた書類の提出を要求している。しかし、データを利用する研究者は、この提携者や、研究機関に直接関わらない大学職員といった、研究組織外の第三者による研究所への立ち入り調査である。第三者による無作為の立ち入り調査は、施設内の安全対策の盲点や改善すべき点について、客観的な評価をもける機会であると共に、各研究施設での改善の安全対策の方針論や安

全基準を外部へ向けて発信する良い機会でもある。第二に、オンラインでの不正行為を防ぐために、機密性の高いデータがアクセスされることに、の物理的手段によって、送り手と受け手両者が調整を図り、最新の注意を払って行うべきである。仮に、オンライン上で機密データの転送を行う場合は、たとえば、ネットスケープによつて開発されたSecure Sockets Layer (SSL) を利用するなどして、送信者と受信者との間の安全な通信の確保に努めなければならない(参考文献5)。第六に、機密データを使った計算過程で、しばしば、個人ベースのデータをハード・コピーとして紙面に印刷する必要が生ずるが、こうしたハード・コピーは、適宜、シミュレーターにかけて廃棄されなければならない。もし、個人情報を印刷する必要が生じた場合は、安全性が確保された場所に確実に保管し、オフ・ライン・データと同様の取り扱いをしなければならない。

メディケア・メディケイドの使用許諾者に対する患者情報ファイルなどの医療情報に限らず、個人のプライバシーに関するさまざまな機密情報を含むデータを使用した研究結果について、積極的に、研究機関外のさまざまなる第三者に検討を委託し、意見を交換すべきである。第五に、機密情報についての第三者的コミュニケーションや、実際のデータの転送は、極力オンライン上の手段を用いて、ファックス、電話、あるいは、郵便システムなどの物理的手段によって、送り手と受取り手との間で、個人情報保護技術の確立と運用体制の確立と多くの研究実績がある。

タの監督・管理体制の確立と数多くの研究実績がある。

4. わが国における医療情報の情報整備の視点

—アメリカにおける医療情報の管理・運営の事例から学ぶこと—

アメリカと同様、わが国においても、情報通信技術の発展と情報の電子化が進み、個人に関する情報に関し、個人のプライバシーと利益権利に対する保護の必要性が一層高まりつつある。こうしたことを見景に、「一九九八年一月九日、高慶情報通信社会推進本部(現情報通信技術(I-T)戦略本部)により「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」が決定され、電子商取引等推進を目的とした環境整備の一環として、個人情報の保護について、民間による自主的取組みを促進するとともに、法律による規制も視野に入れられた検討を行っていくこととされた。一九九九年四月には、この基本方針に基づき、政府は、高度情報通信社会推進本部の下に個人情報保護検討会を開催し、「一九九九年一月一九日、同部会において、「わが国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」が取りまとめられ、わが国の個人情報保護システムの中核となる

基本原則等を確立するための法的整備の必要性が指摘された。この中間報告を受けて、政府は、基本的な法的整備について具体的な検討を進める旨を決定した。

二〇〇〇年一月以降、高度情報通信社会推進本部の下に設置された個人情報保護法調査専門委員会によつて、情報保護法調査専門委員会によつて、法的整備化に向けての専門的な検討が重ねられ、二〇〇〇年一〇月一日、第二回会議において「個人情報保護基本法に関する大綱」がまとめられた（参考文献①）。この大綱は、個人情報の有用性を充分に認識しつつ、個人情報は、個人の人格尊重と利益保護の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを目的として、(1)利用目的による制限、(2)適正な手段による取扱い、(3)内容の正確性の確保、(4)完全保護措置の実施、(5)個人情報において識別される個人が適切に開示・得などの透明性の確保、という基本原則の下、個人情報を提供される側の義務、個人情報の活用と安全管理との間の整合性を図るために政府や地方公共團体が講じなければならない措置や施策、あるいは個人のプライバシーや利益が侵された場合の罰則などを規定している。現在では、この大綱が個人情報全般に関する保護規定の基本的的理念となつていくと考えられており、医学研究機関に残っているわが国が、アメリカの経験と実績から学ぶことは何なのかも含むそれぞれの分野において今後具

体的な検討が重ねられることがある。

医学研究、あるいは、医療経済学の専門家の中には、「個人情報保護基本法に関する大綱」を主旨とした個人情報保護法が国公で採用された場合、個人情報を研究目的に活用することに対する消極的な行政機關の姿勢と、個人情報の取得と運用に関する不明確なルールが横行している現在の風潮に拍車がかかり、一般の研究機関や研究者によるミクロ・レベルでの医療情報の確認がより一層難しくなるのではない

か、という危惧が広がっている。しかし、一方において、将来、わが国における医療の質を向上させ、より効率的

な社会的再分配を達成するような医療政策の確立に向けて、客観的な指標を提示するためには、固あるいは地

方自治体レベルでの、個々による金額

つ。

わが国では、国民皆保険制度と医療保険制度によって医療サービスの価格が政府によって統制されているため、全ての国民に対し、同じような「質」の医療サービスに対する「平等」アセスメントが与えられているという前提がある。したがって、ミクロ・レ

ベルでの医療情報の収集と整理が起れども、広く研究の機会を有し、医学研究や医療経済学分野での研究活動を活性化させることによって、保健財政

みたい。

①公共の利益と個人の利益との整合性

保健財政が機密性の高いミクロ・レベルの医療データを一般的な研究機関や研究員に公開する目的は、医療情報保護をより多くの研究機関や研究者に提供し、広く研究の機会を有し、医学

研究の質を向上させ、より効率的な医療情報収集の費用効果を考えた場合、データの収集に見合うだけの、公共と個人双方の利益につながるような有効性が見出されなかつた、といいうにあろう。しかし、比較的近い将来における医療保険制度の破綻が危惧されている現在、限られた医療資源と財源の中、現在の治療の「質」と医療サービスに対する「アセスメント」を維持するためには、さまざまな実証研究を通じて、個人の利益に結びつく実際の医療現場での個々の治療選択と、公共

つ。

の自山（参考文献②）、効率性、あるいは競争、といった理念が価値をもち、徹底したインフォームド・コンセントの下、患者自身が治療の意思決定データが存在し、米国と比較すると、全国レベルでの医療情報が情報化・標準化されやすい環境になりながら、医療情報の整備が、他のOECD諸国や香港・シンガポールなどと比較して、確かに遅れているのが現状だ。アメリカの経験と実績から学ぶことは何なのかも含むそれぞれの分野において今後具

とりわけ、各研究機関や研究者との契約内容、研究内容の審査方法、契約違反の際の罰則規定などからは多くの学ぶべき点があると考える。

(2) データを提供する側とされる側との間の認識の整合性、および、透明性の確保

全米経済研究所における情報の管理運営の事例から、データの提供者である保健財政庁の、「当者のプライバシーの保護を目的とした医療情報の管理は、各研究機関の義務である」という認識と、データを提供される側である全米経済研究所の、「機密性の高い医療情報に対する効率的な管理運営方式の標準化の方法を確立する」とは、学術的な研究現場の責務である」という認識との間に、発展的な整合性があるということが読み取れる。保健財政庁が、データの提供を受ける研究機関が最低限持つべき個人のプライバシーや権利の保護に対する目覚を促しているのに対し、全米経済研究所では、もしさく積極的にその責務を受け入れ、さらにもう一步踏み出して、データの管理運営方式を標準化する方法論を確立させようという認識に立っている。

今後、わが国において、国家規模で医療情報を整備するためには、初期的

には、保険請求のレセプトなどわが国が既に保有する貴重な医療情報資源が既に保有する貴重な医療情報資源とともに、保健財政庁によって確立されたデータの管理・運用の方法論を参考にしつつ、医療情報の運用に関する基準を含め、あらゆる社会的法規やルールを運営する行政は、しばしば、安全

ルールを明確化する必要がある。また、「情報」の活用と管理に関する基準を含め、あらゆる社会的法規やルールを運営する行政は、しばしば、安全

ルールを強調するあまり、ルールを拡張解釈してより強制力の強い方向性で運営する一般的傾向がある。データの提供者としての行政機関における、「こうし

た情報の「適用」と「管理」に対する不均等な体制を是正し、米国における保

健財政庁と全米経済研究所との間に見られるような、データを提供する側とされる側とが一貫性のある認識に立つことは勿論、情報の適用と管理システム自体における「透明性」を確保することが最も重要であると考える。

したがって、データの提供者や研究機関にも「規範」と「教育」という二つの異なる

側面から、医療情報の活用と情報管

理の間に整合性を見出そうとしている。「規範」の側面から、受給者番号や時間代入料等で、データへのアクセスを制限する一方で、技術的にも道義的にも意識の高い実証研究者を養成するという、保健財政庁による医療情報の運営管理法に対するデータ使用許諾契約書に記載さ

れた契約事項にそったデータの管理・運用を強制し、契約違反をおかした場合は罰則規定を設けている。また、こうしたファイルの提供を受けた研究機関では、データの加工や分析、あるいは、管理するためのネットワーク環境についてのディスカッションを研究機関内外で活発に行い、意見の交換を行なうことは、その後、世論が情報の運用に関するものとなると、現実に、保健財政庁からこれらを強制するため、巨額の研究資金を投入しなければならず、こうした資金力を

持つ研究機関は極めて限られていて、現実に、保健財政庁からこれらを強制するため、巨額の研究資金を投入しなければならず、こうした資金力を

持つ研究機関は極めて限られていて、現実に、保健財政庁からこれらを強制するため、巨額の研究資金を投

入しなければならず、こうした資金力を

持つ研究機関は極めて限られていて、現実に、保健財政庁からこれらを強制するため、巨額の研究資金を投

入しなければならず、こうした資金力を

持つ研究機関は極めて限られていて、現実に、保健財政庁からこれらを強制するため、巨額の研究資金を投

社会保険旬報

No.2097 (2001. 5. 11)

医療情報の活用と管理との整合性のある方、すなはち、過去に研究実績のある研究機関や大学に、政府からの研究資金と情報資源が集中し、そうした資源を活用して高い技術力を持つ研究者が再生産されるという傾向は、アメリカと同様、わが国においても既に起りはじめているかもしれない。ただし、アメリカが日本と異なる点は、研究目的データ使用援助センターが、保健政府から支援を受けて、研究者の研究目的に合わせて保健財政庁が所有するデータの詳細な情報提供を行うとともに、データ処理に関する技術トレーニングを行うワーク・ショップを法規化して開催するなど、政府が収集した情報資源を、より数多くの新しい研究者に提供し、幅広い研究の機会を与えるという「姿勢」である。

こうした保健財政庁の理念が、医学研究や、医療の経済学的研究(医療経済学)および医療の社会学的研究など様々な分野での研究活動を活性化させ、豊富な研究業績を生み出す結果になっているのではないだろうか。

このようなアメリカの事例をわが国に照らしてみると、医療情報の電子化・標準化に向けた努力と資源の投入が必要であるのみならず、これを

用いた医学研究、医療経済学等における実証分析と医療政策へのフィードバックを可能にする前従となる研究目的

使川の環境を整えるための理解と資源の投入が必要であることに、気づかさ

れる。わが国の現状を見ると、医療情報のデータベースの構造は、使

用許諾者に対して提供される患者情報

ファイルと違つて、患者の健康状況や

受診行動、治療内容とその予後などを

時間系列的に踏み切ることができない場

合が多い。これまで、入院していない個人の健康状況

要介護状態の有無、通院状況が記載されている「国民生活基盤調査」(健保票統計法に基づく使

用許諾を得て実証分析することによ

り、介護保険の受け手が女性の就労行動

に及ぼす影響の推計(大日(参考文献

8)、岩本(参考文献9)、牧・駒村(参考文献10)や、高齢者の世帯構造

と医療需要の関係に関する実証分析が行われてきた(筆子(参考文献11))。医

療供給体制についても、「社会医療診療行為基盤調査」の個票を用いた実証

分析が行われてきた(医療経済研究機

構(参考文献12))。しかし、これらの実証分析が用いた個票のデータ・ベー

スは、サンブルが一時点に限られたク

アの使用許諾者に対する患者情報フ

ィルのような全国を対象としたもので

はない。また、保健財政庁が研究目的

データ使用援助センターを設けて「教育」的側面を果たしているのとは対照

的に、この貴重な試みは、国保中央会の協力と研究者たち個人の努力の成果

として実ったものである。

わが国における医療情報の活用は、

る実証分析と医療政策へのフィードバ

ック

能なものであった。

こうした現実に対しても、池田(参考文獻13)は、わが国において、証據に

も、その様式をこれらの分析目的や分

析方法に合わせて拡充するとともにバネ

ル分析が行えるようデータ・ベー

スのデータ・ベース整備のためには人

と資源の投人が不十分である。確か

に、アメリカのメディケア・メディケ

ードの使用許諾者に対する患者情報フ

ァイルのサンプルには、障害等のため

に同制度の対象となっているものを除

けば六十五歳以上の者が含まれるので

、アメリカのすべての患者が含まれてい

ているわけではない。しかしながら、

データ使用許諾約書に基づいて

患者調査個人情報ファイルを使用する

場合には、六十五歳以上のサンプルすべ

てについて患者の時系列的变化を導び

て、データ使用許諾者に対する患者情報フ

ァイル

の価格変化が受診行動に及ぼす影響

や、医療技術の変化が医療成績(術後

生存率、疾患の再発率の低下など)

に及ぼす影響を、適切な統計的手法を用

いて解析することが可能となる。誠然

に、この試みは、国保中央会

においては、患者の属性や経済要因を

コントロールしながら、治療の前後で

健康状況や病状を比較し踏みけること

【参考文献】

- [1] Department of Health and Human Services. 'Standards for Privacy of Individually Identifiable Health Information: Final Rule'. December 28, 2000.
- [2] Department of Health and Human Services. 保健財政局. Office of Information Service (Enterprise Databases Group, Division of Information Distribution). 'Public Use Files Catalog: Medicare/Medicaid Data Files', October 1, 1998.
- [3] Office of Management and Budget. Security of Federal Automated Information Systems'. OMB Circular No. A-130, Appendix III, November 28, 2000.
- [4] Geppert, J. McClellan, M. 'Management of Confidential Data in A Research Environment'. November 1999. Stanford Memo.
- [5] National Association of Insurance Commissioners. 'Encryption of Information Internet Data Transmission Security'. 1999, Technical Paper
- [6] 情報通信技術（IT）戦略本部・個人情報保護法制度化専門委員会、「個人情報保護基本法制度に関する大綱」。2000年10月11日、第25回個人情報保護法制度化専門委員会議事要旨・配布資料。
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseki/taikoun/101itaikou.html>
- [7] Campbell, J.C., Ikegami, N. 'The Art of Balance in Health Policy: Maintaining Japan's Low-Cost, Egalitarian System'. 1998. Cambridge University Press.
- [8] 大日廣史「健保の自己評価に関する国際比較研究－適応についての研究－」国立社会保障・人口問題研究所「社会保障の社会経済への効果分析モデル開発事業、医療・介護研究班」報告資料、2001年2月。
- [9] 岩本康志「健保と所得」「家族・世帯の変容と生活保障機能」国立社会保障・人口問題研究所編、2000。東京大学出版会。
- [10] 牧原忠・駒野康平「高齢者の要介護状態が家計の介護時間・介護費用に与える影響」「家族・世帯の変容と生活保障機能」国立社会保障・人口問題研究所編、2000。東京大学出版会。
- [11] 金子龍彦「高齢者の世帯構造と医療需要」『季刊社会保障研究』第36巻第1号、2000年。
- [12] 「自然増の研究」医療経済研究機構、2000年。
- [13] 地田道也(1999)「医療の質の評価－欧米の動向と保険者機能－」『季刊社会保障研究』第35巻第2号。
- [14] 駒田忠彦・梶川信行・山本克也・近野「総対点検データを用いた実証分析」『経済研究』2000年

【脚注】

(注1) OMBによって提示された「通算政府における自動化された情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、以下の4つの点が示されている。(i)情報の機密性と安全性の確保に対する責任の所在を明確にすること；(ii)安全性に関する明確な計画や対策をたてること；(iii)ある一定期間ごとに、安全対策や安全基準に対する再検討を行うこと；(iv)システム自体にファイバー・オプティックをかけたり、個々のユーザーがシステムにアクセスするためのパスワードを設けるなど、個々のシステム利用者に対する権限が明確にされていること。HCFAからデータの提供を受けた各研究機関は、こうしたガイドラインに基づき、データの安全性に対して充分な配慮がなされているかどうか、その安全対策ならびに設備を調査することを目的とした。HCFAあるいはDHHSの職員の施設への立ち入りを許可することが義務付けられている。

(注2) 研究目的のデータ使用援助センターは、登録団体に所属する研究者に対する援助を行わず、また、研究者に対する研究計画の立案や分析、あるいは、データ自体の提供は行わない。

が欠かせない。今日、医療政策の課題として、老人保健制度の提出金と健康保険組合との関係、年金給付の適正化が進む中での医療費自己負担のあり方、あるいは介護保険と医療保険の代替が、医療政策の重要な課題として取り上げられている。医療の質の客観的評価を伴いながらこうした高齢者医療の課題に適切に対応していくために

は、例えば公的年金の支給開始年齢が六五歳となることと国際比較の可能性を踏みて、六五歳以上の高齢者に関する医療情報データ・ベースの整備が一つの課題であるといえるのではないか。そのためにも、医療情報データ・ベースの整備に関わる関係組織の連携を強化しながら、「ナショナル化の波にふさわしい人的資源の投入と予算措置を

これら関係組織に適切に配分することが必要である。その際、アメリカの保健財政庁が実行している医療情報の活用とプライバシー保護のための管理との間に整合性を保つための様々な工夫に留意しながら、「規制」と「教育」の二つの側面に成果から、我々は多くの学ぶことができる。

かかると考えられる。また、企画経営研究所の取り組みは、公的に収集された医療情報の利用は、医療情報を所管する政府やその機関だけの問題ではなく、研究者が、データを提供する側とされる側との間で透明な関係を保ちつつ認識を一致させる努力を続けることによって初めて実現することを、率直に語っている。

特集

医療のIT化とEBM

保健医療行政がEBMに対して 果たすべき役割

野口晴子



保健医療行政がEBMに対して果たすべき役割

野口晴子 Noguchi Haruko 東洋英和女学院大学国際社会学部国際社会学科

POINT
ポイント

- 医療情報を全国規模で整備し、医療評価にかかるエビデンスを作成することは、行政担当者がある特定の保健医療政策の導入による社会的効果の是非や規模を検討し、政策の効率性を評価・検証する際に必要不可欠な作業である。
- 保健医療行政がEBMに対して担う最も大きな役割は、医療情報の標準化を促すため社会全体の理解と協力が得られるよう働きかけること、また、標準化された情報を常時見直すことのできるような物理的システムと人的協力体制をつくりあげることである。
- 保健医療行政がEBMに対して担う第2の重要な責務は、情報の運用と管理システムにおける透明性のあるルールを構築し、そのための人材育成を促進することである。
- 医療情報の標準化の事例として、米国の医療政策である HCQIP を通じて学ぶべき最も重要な点は、専門家の間での医療評価指標に対する合意→小規模調査の実施→指標の再検討→全国規模での政策の実施→政策の結果と政策過程自体の見直し→プロジェクトの展開という、政策施行のプロセスである。
- 医療情報の整備の全過程でのクオリティーチェック、患者と医師との理解と同意に基づくコミュニケーションの蓄積、また、医療情報の効果的な管理と運用を遂行することのできる研究者や技術者の育成が、今後のEBM発展の礎となる。

保健医療行政がEBM (evidence-based medicine) に対して果たすべき役割

急速にIT化する医療現場

現在、わが国では医療の効率化をめざして、政府や行政を中心にさまざまな取り組みが行われているが、その最も重要な要素の一つが医療システムの電算化である。すでに多くの医療機関では、診療報酬請求書（レセプト）の作成や検査結果および治療とその結果に関する患者情報の管理・運営に対しコンピュータ・システムが導入されており、医療現場は急速にIT (information technology) 化する様相を呈している。

国民皆保険制度と診療報酬制度を基盤とした医療制度のもと、全国規模での医療情報が比較的整備さ

れやすい環境にありながら、情報収集がもっぱら個々の医療機関や医学研究者の努力に依存してきたわが国の実情からみて、現在のこうした全国規模での取り組みは、臨床医学や公衆衛生あるいは保険医療政策にとって有効なエビデンスづくりに向けての大きな第一歩として歓迎すべき傾向であるといえよう。

しかし、ほかの公共投資と同様、政府や行政が医療現場のIT化を促進し、情報収集や情報に対するアクセスを容易にしたからといって、それが必ずしも個人や公共の利益につながるとは限らない。多大な投資を行って医療情報を収集するからには、個人と公共、双方の利益に結びつくような問題設定を行い、倫理的視点から患者のプライバシーや権利利益の保護を大前提としつつ、設定された問題を検証するためにはどういった情報が最も有効であるのか、

質の高い情報をより効率的に収集するためにはどうすればよいのか、また、収集された情報をどのように分析・検証すれば公正な結果が得られるかを常に念頭に置く必要がある。

医療情報にかかる2種類のエビデンス

医療情報にかかるエビデンスには2種類あり、第1は、「つくられた」エビデンスを整理・収集した臨床ガイドラインとなるべき医学文献データベース、第2は、現実の医療や保健医療政策の分析・評価・計画など、エビデンスそのものを「つくる」ための基盤となるデータベースであり、この両者の整備に対して保健医療行政の果たす役割はきわめて重要である。

医療文献のデータベースに関しては、医療情報の専門家によって組織された「保健医療情報システム検討会」によって2001年12月に提示された『医療分野の情報化にむけてのグランドデザインの策定について』¹⁾においても、医療の質の向上へ向けての手段として、「根拠に基づく医療（EBM）」支援が重点的に取り上げられており、行政の努力もあって、その作成の検討が現在具体的に進められているところである。

その一方で、エビデンス自体を「つくる」ための基盤となるようなデータベースについては、その整備が非常に難しいのが現状である。

しかし、医療評価にかかるエビデンスの作成は、ミクロレベルで、個々の医療サービスの供給者や需要者が適切な意思決定を下すことができるようなガイドラインを作成するために重要であるばかりでなく、行政担当者がある特定の保健医療政策の導入による社会的効果の是非や規模を検討し、政策の効率性をマクロレベルで評価・検証する際に必要不可欠な作業である。

本稿では、エビデンスそのものを「つくる」という点に注目して、その基盤となるデータベースの整備へ向けて最大の難関であり、かつ不可欠なプロセ

スである医療情報の標準化および個人情報の保護と医療情報の活用の2点について、米国でのいくつかの取り組みを事例として紹介しながら、保健医療行政が取り組むべき課題について考察することにする。

医療情報の標準化

保健医療行政がEBMに対して担う最も大きな役割の一つであり、また最大の挑戦は、医学研究者や臨床医など専門家による医療評価と医療の質の計測に対するコンセンサスに基づき、①医療情報収集の内容と方法、②データを記録する際のコードあるいは言語、③医療の評価基準に適合した指標の選択とその定義、④データを蓄積・伝達するIT環境について²⁾、医療情報の標準化を促すため、社会全体の理解と協力が得られるよう働きかけることにある。

わが国の医療情報の標準化については、10年以上前から医療情報システム開発センターが標準病名集や標準コードを作成し、その普及に努力していたが、国としての方針がはっきりしなかったために普及するに至らなかった。しかし、2001年3月に「保健医療情報システム検討会」に医療情報の標準化が21世紀の医療提供のあるべき姿へ向けての重要な柱の一つと位置づけられてからは、その重要性が強く認識されるようになった³⁾。

標準化に関する社会的合意と理解が得られにくい背景

複雑で多岐にわたる医療情報

医療情報の標準化に関する社会的合意と理解を得ることが難しい背景として、第1に、医療情報が非常に複雑で多岐にわたっているということがあげられる。

主要な医療情報資源としては、①レセプト、②各医療施設によって蓄積されるカルテ・ベースでの臨床データ、③医療機関や研究所によって収集される疫学データ、④患者調査、社会医療診療行為基礎調査、あるいは国民生活基礎調査・健康票など、ある